

平成30年度若手リハビリ専門職レベルアップ推進事業実施要項

1 目的

本県のリハビリテーション専門職（以下、「リハ職」という。）は、年々増加傾向にある一方で、現場経験が不足し臨床能力に課題を持つ若手職員が増加しており、相対的に指導者層の不足も深刻となっている。

これまでリハ職に対する体系的な卒後研修体制は未整備であり、多くの病院・施設、とりわけ小規模な病院・施設においては、人員不足やノウハウ不足等により研修の実施に課題を抱えている。

本事業は、今後、臨床現場において求められる卒後研修体制を構築していく上で基盤となる若手リハビリ専門職の行動目標や研修内容等を示すモデル的な研修プログラム（以下、「プログラム」という。）を作成するとともに、作成したプログラムについて、各病院・施設での研修実施における活用を促し、リハ職の人材育成と介護予防・リハビリテーションの充実を図る。

2 委託事業の実施方法、実施期間及び委託料

- (1) 本事業の実施主体は茨城県とし、適切な事業運営が確保できると認められる実施機関（以下「事業者」という。）に委託して実施する。
- (2) 委託事業の実施期間は、契約日から平成31年3月31日までとする。
- (3) 委託料は、予算の範囲内で別に定める額とする。

3 事業内容

本事業は、以下の内容を実施するものとする。

- (1) プログラムの作成
本プログラムは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3職種について作成する。
- (2) プログラム内容の承認、将来的な研修体制構築などの検討を行う有識者会議の実施
- (3) プログラム内容を議論するワーキングチーム会議の実施
- (4) プログラム作成に資するリハ職への研修に関する実態調査実施

4 事業計画書の提出

受託事業者は、「平成30年度若手リハビリ専門職レベルアップ推進事業」に係る事業計画書（様式第1号）を契約締結後作成し、速やかに知事あてに提出するものとする。

5 事業実績の報告

受託事業者は、業務が終了した場合、事業実施報告書（様式第2号）を作成し、遅滞なく知事あてに報告するものとする。

6 書類等の整備及び保管

受託事業者は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に業務が完了した日の属する日の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

付則

この要項は、平成30年6月12日から施行する。